

## 身分証明書について

厚生労働省の通達により、以下の身分証明書のコピーを提出してください。

氏名・生年月日・住所は証明書に記載通りの登録になります。

※現住所が証明書記載の住所と異なる場合は、現住所の記載された証明書（住民票等）も必要。

### 1. 顔写真付きの証明書（1点で可）

- ・運転免許証（両面） ※住所変更確認のため、裏面も必要。
- ・マイナンバーカード ※写真面のみ。番号記載の裏面は不要。



- ・パスポート（写真印刷面および住所記載面）  
※住所記載のあるものに限る（2020年2月3日以前に申請した日本国発行のもの）
- ・公の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（電気工事士免状など）
- ・その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真付きのもの。

### 2. 顔写真なしの身分証明書（2点必要）

- ・健康保険証



- ・国民年金手帳
- ・住民票（マイナンバーの記載がある場合は、塗りつぶしてください）
- ・その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真なしのもの。

※マイナンバー通知カードは利用できなくなりました。



### 3. 外国籍の方の証明書

- ・「在留カード」・「外国人登録証明書」・「特別永住者証明書」のいずれかのコピーを提出

※外国人建設就労者の要件 ①～③のいずれかの在留資格に該当する者であること。

- ① 永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等
- ② 技能実習生
- ③ 特定技能1号・2号：建設

※期限切れの証明書は無効

※「就労制限の有無」で「就労不可」の方は加入できません。